

## 令和6年度 監査実施計画

### 1. 基本方針

「苅田町監査基準」（令和2年監査員告示第1号）に基づき効果的・効率的な監査を実施するため、令和6年度監査の方向性及び重点項目を以下のとおりとする。

#### （1）監査等の方向性

効果的・効率的な監査を目指し、次の点に留意し監査等を実施する。

- ア 監査等は、その種別や対象事業の特性等に応じ、違法又は不当の指摘だけでなく、計数等の修正・是正の指示、改善策の提言、勧告など指導を意識して実施する。
- イ 監査等の対象については、その事務が包括するリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を考慮して、選定・実施する。また必要に応じ、付随する事務や先行して実施される事務についても対象に含めるよう努める。
- ウ 監査等の結果に関する報告等及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項については、適時措置状況の報告を求ることにより状況を的確に把握し、監査等の実効性を高める。
- エ 「財務監査」と「決算審査」「例月出納検査」において、目的や手続きに関連する部分については、相互に資料や結果を活用することにより、監査等の充実及び強化を図る。

#### （2）重点項目

以下の事案等について重点的に監査等を行うこととする。

- ア 適正な支出に改めるべき事案又は財務管理について改善を要する事案であって、金銭的影響や公務への信頼性、住民の安心・安全に係る影響が大きいもの。
- イ 前年度予算が重点的に配分された事業及び新設・改廃が行われた事業などその効果の検証が必要と思われるもの。
- ウ 町の事業や他団体でリスクが顕在化した事案や、議会における問題提起、町民の関心の高い事務事業など、合規性・効率性等の検証が必要と思われるもの。

### 2. 監査実施計画

#### （1）監査等の種類及び対象

令和6年度の監査等を以下のとおり実施する。

- ア 財務監査(定期監査)(地方自治法(以下「法」という)第199条第1項及び第4項)  
令和5年度の財務及び事務を対象に、法令等に従って適正に実施されているかという観点はもとより、事務の執行及び経営に関する事業の管理が経済的、効率的、かつ効果的に行われているかについて監査を実施する。  
なお、監査を効率的に実施するためリスクを考慮し、予め重点的に監査を行う項目を設定する。
- イ 行政監査(法第199条第2項)  
事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的、かつ効果的に行われているかについて監査を実施する。  
監査にあたっては、重要で監査をする必要性が高い項目が認められたとき実施する。

ウ 財政援助団体監査(法第199条第7項)

町が補助金等財政的援助をしている団体、資金等を出資している団体及び施設の管理を行わせている団体に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行について、令和5年度を対象に、合規性を主眼として、有効性、効率性、経済性の視点にも留意して監査を実施する。

エ 一般会計・特別会計 嶋入・嶋出決算審査(法第233条第2項)

町長から審査に付された令和5年度一般会計・特別会計決算、証書類を対象に、法令に基づいて作成されているか、その計数は正確であるかを確認するとともに、予算執行、財政管理の状況及び財政状態等が適正に表示されているかなどについて審査を実施する。

オ 公営企業決算審査(地方公営企業法第30条第2項)

町長から審査に付された令和5年度公営企業決算、証書類を対象に、法令に基づいて作成されているか、その計数は正確であるかを確認するとともに、予算執行状況、経営成績及び財政状態等が適正に表示されているかなどについて審査を実施する。

カ 基金運用状況審査(法第241条第5項)

町長から審査に付された令和5年度の基金運用状況報告書を対象に、計数が正確であるかを確認するとともに、基金が設置目的に従って適正かつ効果的に運用されているかなどについて審査を実施する。

キ 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

町長から審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を対象に、法令に基づいて算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査を実施する。

ク 例月出納検査(法第235条の2第1項)

会計管理者、水道事業管理者及び下水道事業管理者が管理する現金の出納を対象に、毎月例日を定め、現金出納調書等の計数が正確であるかを確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかなどについて、検査を実施する。

ケ その他の監査

ア～クに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき、又は監査委員が必要であると認めるときは、法令に基づいて監査を実施する。

(2) 監査等の実施時期

各監査等の実施予定期は「令和6年度監査年間計画(別紙)」のとおりとする。

(3) 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局長以下職員が補助する。

## 令和6年度 荏田町監査年間計画

令和6年3月作成

区分	例月出納検査等	定期監査(財務・工事監査)	行政監査(必要な場合実施)	財政援助団体等監査	決算審査等
4月	5年度3月分				
5月	5年度4月分 6年度4月分	財務監査ヒアリング日程決定			ヒアリング日程決定
6月	5年度5月分 6年度5月分	財務監査資料確認・ヒア打ち合わせ			公営企業決算審査 資料確認・ヒア打ち合わせ
7月	6年度6月分	財務監査ヒアリング			一般・特別会計決算審査 決算審査ヒアリング (定期監査と併せて実施) 基金運用状況調査
8月	7月分	財務監査報告書確認 財務監査報告書提出・公表			財政健全化判断比率等審査 報告書確認 報告書提出・公表
9月	8月分				
10月	9月分				
11月	10月分	工事監査対象選出 工事監査ヒアリング日程決定	テーマ打ち合わせ (必要な場合のみ実施)	対象団体選出 ヒアリング日程決定	
12月	11月分		テーマ・日程決定		
1月	12月分	工事監査事前確認・打合せ 工事監査ヒアリング・視察	ヒアリング	事前確認・打ち合わせ ヒアリング	
2月	1月分				
3月	2月分	工事監査報告書確認・提出・公表	報告書確認・提出・公表	報告書確認・提出・公表	

※計画は都合により変更する場合があります。